

公設民営児童クラブ入会審査基準

基本指数（放課後児童クラブの利用を必要とする事由）

R7.10.1更新版

区分	具体的状況		父	母	必要書類
1 就労	就労就業時刻	① 17：30～	6	6	「就労証明書」 ※R8年度入会分より自営業・農業であっても同一様式を使用。
		② 17：00～17：29	5	5	
		③ 16：30～16：59	4	4	
		④ 16：00～16：29	3	3	
		⑤ 15：30～15：59	2	2	
		⑥ 15：00～15：29	1	1	
	勤務日数	① 週5日以上	4	4	
		② 週4日	2	2	
		③ 週3日	1	1	
単身赴任	父又は母が単身赴任中である場合	10	10		
2 出産	①出産予定日から8週前の日の属する月初めから8週を経過する日の翌日の属する月末まで		-	10	「放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書」及び「母子手帳（表紙及び出産予定日がわかる部分）の写し」
3 疾病・障害	① 入院（概ね1ヶ月以上の入院）		10	10	「放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書」及び「通院（入院）証明書」又は「障害者手帳の写し」
	② 病状が重く、一日の大半を療養する必要がある者（医師の証明による）		10	10	
	③ 病状・服薬等の影響で仕事を中断し、療養する必要がある者（医師の証明による）		7	7	
	④ 病状が軽く、日常生活には特に支障はない者（医師の証明による）		3	3	
	⑤ 身体障害者手帳1・2級所持者であり、保育が困難な者		10	10	
	⑥ 療育手帳A1・A2・B1所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者であり、保育が困難な者		10	10	
	⑦ 療育手帳B2所持者、精神障害者保健福祉手帳3級所持者であり、保育が困難な者		8	8	
	⑧ 身体障害者手帳3級所持者であり、保育が困難な者		6	6	
	⑨ 身体障害者手帳4～6級所持者であり、保育が困難な者		4	4	
4 看護・介護	① 入院している同居親族に付き添う者（概ね1ヶ月以上の入院）※		※	※	「放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書」及び介護を受ける方の「通院（入院）証明書」、「障害者手帳の写し」又は「介護被保険者証の写し」
	② 寝たきり状態の同居親族の看護・介護にあたる者		10	10	
	③ 常時観察及び介護を要する同居親族の介護にあたる者（要介護5・4・3）		10	10	
	④ 上記以外の親族の介護・看護に週3回以上あたる者（要介護5・4・3）		4	4	
5 災害等	① 火災・水害等で家屋が失われ、復旧にあたる者		10	10	「放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書」及び「り災証明書」又は「被災証明書」
6 求職中	① 求職活動をしているもの（離職票認定日から90日経過した日の属する月末まで）		1	1	「就労予定申立書」
7 就学等	① 学校等に在学している者（在学証明書）※		※	※	「放課後児童クラブの利用を必要とする事由申立書」及び「在学証明書」、「学生証の写し」、又は「職業訓練を受講していることがわかる書類及びカリキュラム等の就学状況がわかる書類」
	② 職業訓練を受けている者（訓練受講証明書等）※		※	※	
8 離別等	① 父母の死亡、離別、未婚、行方不明、拘禁等の場合		10	10	必要に応じて状況を確認できる書類
9 その他	上記に該当するものではないが、市及び法人が放課後児童クラブの利用を必要と認める場合		状況により判断		

※ 「1 就労」に準じた基準とする。また基準に該当がない場合は「2点」とする。

◎ 父または母が複数の区分に該当する場合は、各々の高い項目を採用する（最高10点）

◎ 父母のどちらかの就労終了時刻が15：00に満たない場合、又は、勤務日数が週3日に満たない場合は基本指数及び調整指数を0点とする。

調整指数（優先事由）

要件	具体的状況	指数2
加算	通勤時間が1時間を超える場合（自家用車：職場からクラブまでの距離30km以上、公共交通機関：通勤時間1時間以上）	+1
	児童の学年が1～3年生	+2
	ひとり親家庭の場合（離婚調停中も含む）	+3
	生活保護世帯で就労することが必要である場合	+1
	入会を希望する児童が障害を有する場合（ただし、集団保育が困難な場合は除く）	+1
	きょうだいが放課後児童クラブを利用している場合	+1
	きょうだいが同時に入会を申し込んだ場合	+1
	多胎児（双子・三つ子等）である場合	+1
	父又は母が、保育士・保育教諭・幼稚園教諭・放課後児童クラブ支援員で保育施設等に就労している場合	+1
	今までの利用で利用料に未納がある場合（納付相談がない、又は納付誓約の不履行）	-1
減算	上記以外で前年度の利用に未納がある場合	-10

選考過程

- 1 基本指数と調整指数の合計点数が3点以下の場合は不承認とする。
- 2 基本指数と調整指数の合計点数が高い方から順に選考する。
- 3 2における合計点数が同じ場合は優先度合判断基準の項目でより上にある事項から優先的に判断する。

優先度合判断基準

- 1 基本指数の点数が大きい方を優先する。
 - 2 高学年より低学年を優先する。
 - 3 小学生以下の子どもが多い世帯を優先する。
 - 4 自営業と自営業以外の場合では、後者を優先する。
 - 5 祖父母の居住地について、学区外と学区内との場合では、前者を優先する。
- ※1 基本指数と調整指数の合計点数が高い方から順に入会承認を原則とするが、申し込み多数の場合には、同居の祖父母の状況や利用希望時間等を考慮し、総合的に判断することがある。
- ※2 継続時において、保護者等の就労状況等に変更がない場合、当年度の利用状況を次年度選考に加味する。